

所沢市都市計画法第34条第1号許可運用基準

【公共公益施設】

＜ 解 説 ＞

■ 開発区域の位置

- (1) 隣接する市町にまたがって集落が形成されているときは、隣接する市町内の建築物の敷地であっても、集落を構成している一敷地として、50以上又は100以上の居住用建築物の敷地の数に含めて差し支えない。なお、この場合においても、その過半が本市の市街化調整区域内に存すること。
- (2) 敷地境界線から500メートルの範囲内の取扱いについて、集落地域性を示す図面の作成においては、簡便な方法として、敷地内におけるおおよその中心点を起点として差し支えない。
- (3) 集落地域性の要件を満たすために、不自然に分筆して敷地を開発区域に入れることなど、適正な土地利用が想定されないものは認めない。

■ 予定建築物の用途

- (1) 運用基準2(2)イ及びウの社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業について、同条第4項の規定に留意すること。なお、有料老人ホームは社会福祉事業に該当しないことも留意すること。

■ 開発区域の規模等

- (1) 運用基準3について、開発区域が路地状敷地であって、路地状部分を出入口とする場合は、車両の通行上及び避難上支障がない計画とすること。
- (2) 運用基準3(1)の表の児童福祉施設のうち、小規模保育事業及び乳児等通園支援事業について、社会福祉事業に該当する施設にあっては、敷地の上限を社会福祉施設のその他の通所施設として、差し支えない。

■ 事業者の資格等

- (1) 開設に必要な許可等の取得見込みで開発許可等を受けた場合は、取得後、速やかに許可書等を提出すること。
- (2) 被雇用者が必要とされる資格を有する場合は、申請者である法人が当該有資格者を雇用していることを証明すること。